

# 次期亀岡市障害福祉計画の策定について

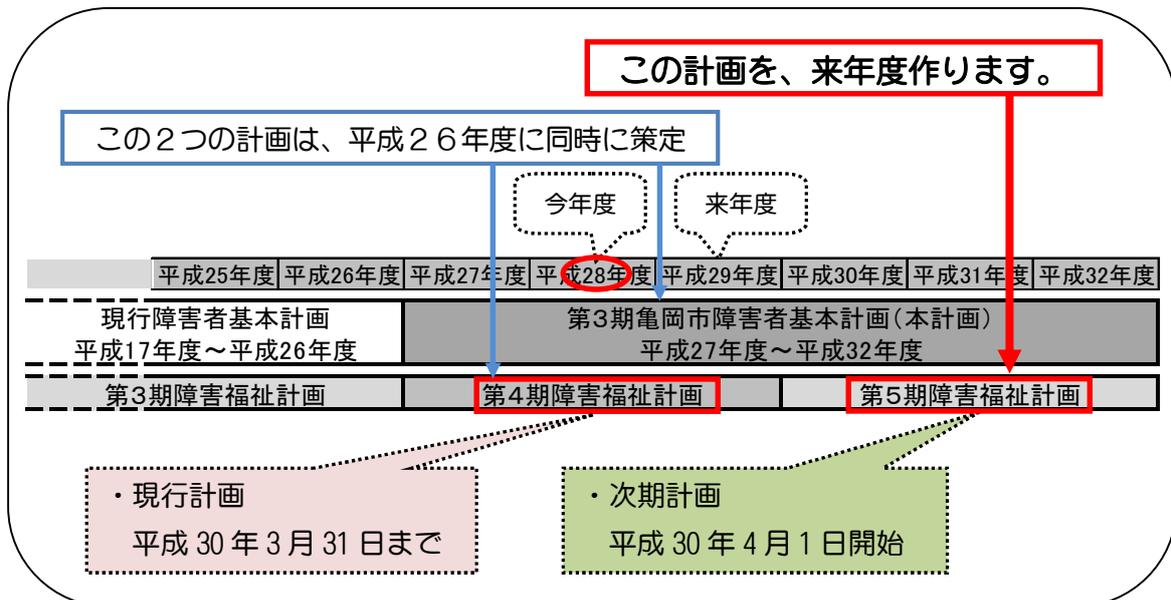
## はじめに

平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）に計画期間の満期を迎える第 4 期亀岡市障害福祉計画（以降「現行計画」という。）については、平成 30 年 4 月 1 日までに新たな計画の策定が必要です。

現行計画については、平成 26 年度の末（平成 27 年 3 月 31 日）に、上位計画となる第 3 期亀岡市障害者基本計画（以降「基本計画」という。）の策定とともに策定しています。

策定の実作業等の業務については、来年度 1 年度間を充てて策定することで平成 30 年 4 月 1 日に充分対応できるものと考えますが、その間に開催する当協議会の回数が、今会議を含めて 3 回の予定となっていますので、事前に策定スケジュールをお知らせしておく必要があると考え事前説明として当資料を作成しました。

## 計画書 P3 下段の抜粋



## 障害福祉計画とは

障害者総合支援法第88条第1項（条文は計画書 P119 又は次項抜粋を参照）を策定根拠とする計画で、基本計画の下位計画として障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

この計画の策定については、障害者総合支援法第88条第9項（条文は計画書 P119 又は次項抜粋を参照）の規定により、当協議会における審議が必要となっていますが、一方で、策定方法については、ある程度手順が定められていま

す。

なお、現行計画の詳細内容については、計画書冊子の P63 から P87 を参照願います。

## 計画書 P119 から抜粋

### ○障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

## 策定スケジュール

別紙「第 5 期亀岡市障害福祉計画（仮） 策定日程案」に沿って進める予定です。

基本フレームとしては、最初に事務局で素案を作成し、次の協議会で内容を審議します。その議決を以って、事務局素案を協議会素案とします。

協議会素案は、その後に①事業所・関連団体アンケート、②ワーキンググループ会議、③障害者相談支援ネットワーク会議及び④パブリックコメントによる意見聴取を基とした修正を加え、修正したものを事務局案（素案ではない）として、次々回の協議会で内容審議し、議決を経て最終案（＝協議会案）とします。

基本的に、最終案をそのまま採用し正式計画とする予定です。

## 関係事項

平成30年4月1日施行の総合支援法改正に関係して、児童福祉法も改正となり、その中に「障害児福祉計画」という計画の策定が定められています。

この部分については、児童福祉法という位置づけから、計画内容によって、障害者施策か子育て支援施策となるのかが分かれることとなりますので、今後の公表内容や国や府からの通知を待つこととなります。

障害者施策となる場合については、障害福祉計画と並行して策定を行うこととする予定です。

## 第5期亀岡市障害福祉計画（仮） 策定日程案

日程		会議・作業・活動等		
年度	月		内 容	使用する計画案Ver
28	8月	亀岡市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日</li> <li>・次期亀岡市障害福祉計画策定に係る日程の説明（以降、亀岡市障害福祉計画を「計画」という。）</li> </ul>	なし
	8月 ～ 3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の改正内容調査及び国等の動向確認</li> <li>・事務局次期計画素案の作成</li> <li>・次期計画策定に係る予算等の要求</li> </ul>	事務局次期計画素案
29	4月 ～ 7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の改正内容調査及び国等の動向確認</li> <li>・現行計画の分析・実績調査</li> <li>・事務局次期計画素案の作成</li> </ul>	事務局次期計画素案
	8月	亀岡市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局次期計画素案提案</li> <li>・事務局次期計画素案審議（議決により、事務局素案→協議会素案）</li> </ul>	(議決) 事務局次期計画素案→協議会次期計画素案
	9月 ～ 12月	ワーキンググループ会議 ～ 障害者相談支援ネットワーク会議 ～ 事業所・関連団体アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画における課題抽出</li> <li>・関係者等からの意見の聴取</li> <li>・協議会次期計画素案の説明及び意見聴取</li> </ul>	協議会次期計画素案
	12月 ～ 1月	計画案に関する意見募集 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会次期計画素案を公表（市ホームページ、市役所及び広報等による）</li> <li>・市民等から広く意見を募集</li> </ul>	
	1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月以降の意見等を基に、協議会次期計画素案を修正（協議会素案→事務局案）</li> </ul>	(会議・アンケート・意見募集による意見盛り込み) 協議会次期計画素案→事務局次期計画案
	2月	亀岡市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果報告</li> <li>・事務局次期計画案提出</li> <li>・事務局次期計画案審議（議決により、事務局案→最終案）</li> </ul>	(議決) 事務局次期計画案→最終案
	3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案を協議会から市に提出</li> <li>・最終案を受けて計画を決定</li> </ul>	(採用) 最終案→正式計画
30	4月	計画公表及び広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定計画配布・配架・掲載し広く告知</li> </ul>	正式計画